

様式甲

番 号
年 月 日

殿

市町村長

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、第12条、第13条第3項、
一部改正法附則第3条第1項）の届出について

年 月 日付けの上記の届出については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- 1 整理番号
- 2 受理年月日

届出整理番号：
届出受理年月日：

様式例第 1

事業概要説明書

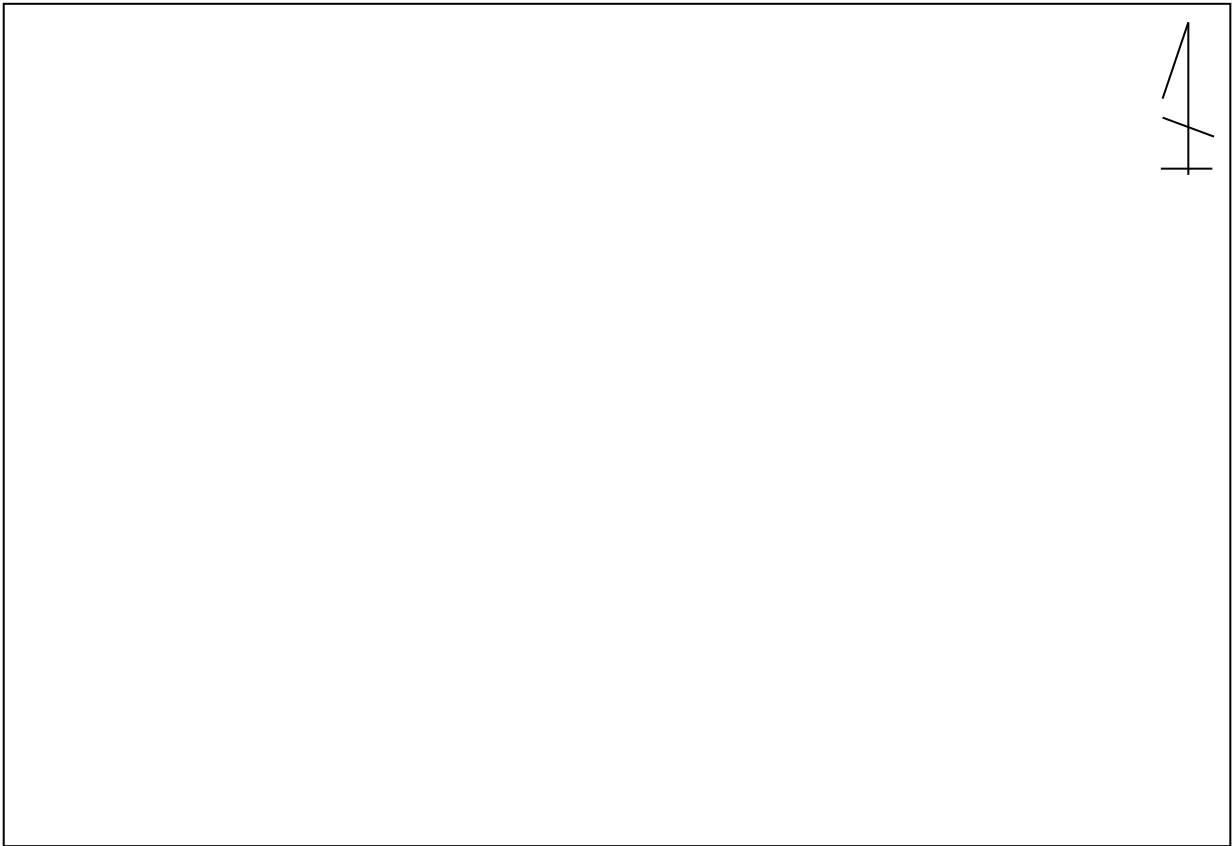
1	生産開始の日							年	月	日								
2	主要製品別生産能力及び生産数量																	
	製品名			生産能力			生産数量											
3	水源別工業用水使用量									計		(単位：トン／日)						
	上水道		工業用水道		河川表流水		井戸水		その他		回収水		海水					
4	電力の使用量												計		(単位：KWH／日)			
	買電による電力使用量						自家発電による電力使用量											
5	従業員数												計		(単位：人)			
	職員		男		女		工員		男		女		計		男		女	

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。（例 トン／日、㎡／月/等）

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 を用いて下さい。

様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則様式第 1 又は第 2 の別紙 1 及び 2 に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
様式第 1 又は第 2 で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が 100ha 未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha 以上 500ha 未満の工場にあっては千分の一ないし二百分の一、500ha 以上の工場にあっては二百分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

縮尺 1／

特定工場敷地面積	㎡	うち自己所有地	㎡
都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図 4		特定工場の用に供する土地の説明	
縮尺 1 /			

様式 A

番 号
年 月 日

殿

市町村長

工場立地法第 11 条第 2 項の規定に基づく実施制限期間の短縮について

年 月 日付けをもって申請のあった実施制限期間の短縮については、
年 月 日より工事を開始することを認めます。

届出整理番号：
届出受理年月日：

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名
(担当者) 電話() () 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積		
4	特定工場の建築面積		
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

(担当者) 電話 () () 番

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第 11 条第 1 項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置場所				
2	特定工場における製品(加工修理業に属するもの)にあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあっては特定工場の種類				
3	特定工場の敷地面積	m ²	9	特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量	別紙 5 のとおり
4	特定工場の建築面積	m ²	10	特定工場における水質に係る汚染物質の最大排出予定量	別紙 6 のとおり
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり	11	燃料及び原材料の使用に関する計画	別紙 7 のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり	12	公害防止施設の設置その他の措置	別紙 8 のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙 3 のとおり	13	特定工場の新設(変更)のための 工事の開始の 予定日	造成工事等 施設の設置工事
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4 のとおり			
※ 整 理 番 号			※ 備 考		
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果					

- 備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3. 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 13 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載すること。
4. 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 13 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄から 12 欄までのうちの変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5. 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄及び 13 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄から 12 欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。ただし、当該変更が指定地区の指定の際当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場に係る変更で指定地区の指定の日以後最初に行われるものである場合は、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄から 12 欄までのうち変更のある欄について変更前及び変更後の内容を対照させて記載するとともに、9 欄から 12 欄までのうち変更のある欄以外のすべての欄に記載すること。
6. 13 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
7. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。